

役員等報酬規程

社会福祉法人 遊生会

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人遊生会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条に規定する役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬の支払い)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 理事長及び常務理事（以下「常勤役員等」という。）については、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。
- (3) 常勤役員等に対する退職慰労金は、役員等として9年以上従事し、かつ、円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者についてはその遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職慰労金については、別表第3に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、別表4に定める額を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が第3条第1項に定める別表1の額を超えない範囲内において、役員報酬を支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、法人職員の旅費規程に準じて旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用実費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬の支給日は毎月月末とする。
 - (2) 賞与は、7月1日、及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ基準日の属する月の内に支給する。
 - (3) 退職慰労金については、退任、解任、又は死亡により退職した後60日以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席を除く業務にあたったとき、その都度支給する。ただし、評議員については、年総額が40万円を超えない範囲で支給するものとする。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法人遊生会の役員等報酬等の基準として公表する。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を得て行う。

附則 この規則は、平成30年6月21日から施行する。

従前の役員報酬規程は、これを廃止する。

別表 1 (常勤役員等の上限報酬)

役職名	月次合算報酬
理事長・常務理事	月額 800,000 円を超えない額

別表 2 (常勤役員等の賞与上限額)

7月の賞与	報酬月額×2.0か月分を超えない額
12月の賞与	報酬月額×2.0か月分を超えない額

別表 3 (常勤役員等の退職慰労金)

役職名	計算方法
理事長	最終報酬月額×在職年数×功績倍率(2.0)を超えない額
常務理事	最終報酬月額×在職年数

別表 4 (非常勤役員等の報酬及び費用弁償)

定例理事会・評議員会への出席	1回につき10,000円
臨時理事会・評議員会への出席	1回につき3,000円を超えない額
上記以外の法人・施設業務	1日につき15,000円

(注1) 役員等(評議員選任・解任委員を含む)が法人職員である場合は支給しない。

(注2) 理事会・評議員会の出席については、費用弁償は行わない。

(注3) 理事会・評議員会以外の法人・施設業務の場合、用務・時間により以下の表に掲げる数値に該当する数値とする。(10円以下は切り捨てとする)

用 務 ・ 時 間	清算のための数値
3時間未満	業務遂行に費やし時間/8
4時間以上5時間未満	1/2
5時間以上	8/8
5時間以上の会議・研修及び必要と認めたとき	8/8